

20 内閣府 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1046130	地方公共団体の自主市場 化テストにおける特例措置 特区	地方公共団体が、競争の導入による公 共サービスの改革に関する法律(平成 18年法律第51号)による法令の特例を 適用しない任意の市場化テストを行っ た場合等に、受託民間事業者に対す るみなし公務員規定を条例により規定す る。また、市場化テストの対象範囲を拡 大することで、みなし公務員規定の適 用対象を拡大する。	本市では、行政改革を進める中で公共サービス改革 法を積極的に活用し、競争原理を導入することでよ り良質で効率のよい公共サービスの提供を目指して いるところである。この公共サービス改革法では、地 方公共団体について、法令の特例を適用しない業務 については対象とされておらず、現行の法令等に基 づき入札等が実施可能とされているところである。し かしながら、この場合、受託民間事業者に対しては 公共サービス改革法第25条に規定する秘密保持義 務及びみなし公務員規定が適用されない。このた め、みなし公務員規定について、条例で担保でき るよう求めるものである。	この公共サービス改革法においては、国の業務に関しては法 令の特例を適用するしないに関わらず、この法律にのっとり 手続きを採った場合、受託民間事業者に秘密保持義務及び みなし公務員規定がかかる。一方、地方公共団体の公共サー ビスにおいて法の規制がない業務を民間事業者に委託する 場合でも、秘密保持義務及びみなし公務員規定の適用が望ま しい業務が多数あると考えられるが、これらについては適用さ れない。このため地方公共団体においては、法令の適用の有 無により市場化テストのあり方が異なることとなる。このた め、みなし公務員規定を条例により規定することで、より民間事 業者へ委託しやすい制度としていただきたく、検討の上回答願 います。	岐阜県	多治見市	総務省 内閣府
1064010	民間より「地域再生計画の 策定」の提案があった場合 の措置	1. 地域再生計画の認定申請の提案が 民間より行われた場合に、地方自治体 がこれを必要のないものと判断する場 合には、特区の提案と同様に、その理 由を明示する(努力)義務を明確化す る。2. 上記の場合に、開示された理由 を充足し、地域再生に結びつけるた めの国の機関による相談窓口を明示 する。	1. この構想は、<市民と行政を結ぶ>ことを理念の 根底に据え、行政情報をはじめ地域情報に関する ポータルサイトを産・官・学の協働において構築する ことにより、地域社会の活力を引き出し、又、地域の 人的ネットワークを活用して、地域貢献的な事業活 動を行う組織の形成することを目的にしている。2. 高度情報化社会の実現に向けて、情報弱者のサ ポートとともに、電子申請などの地域の情報処理能 力の向上に努める。3. 地域ポータルサイトを活用 して地域共生的社会を築き、地域の抱える課題解決 に寄与する。	1. 地域再生制度の大きな意義は、地域の抱える諸問題を解 決するために、地域住民が自ら結集して知恵と力を出し合 う事であり、地域再生計画の認定は、地域の意識を統合し、進 むべき方向を示す灯台のような働きをするものと理解してい る。2. 少子高齢化、地域の安全、教育、雇用などの直面す る地域課題の解決は、地域の住民の新たな地域コミュニティ の形成を通して実現されるように思える。3. このためには、 認定申請の提案が民間より行われた場合、一自治体のみで は対応し得ない場合も含めて、必要でないと思われる理由が明 示され、且つ国等の相談機関が明示されることにより、運動を より具体化することができる。	広島県	個人	内閣府

20 内閣府 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するた めに必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1138070	投資信託委託業及び投資 法人資産運用業認可の緩和	現行法で規定されている投資信託及び 投資法人に関する法律における、投資 信託委託業及び投資法人資産運用業 の認可について、一定の条件を満たし ている場合は、沖縄県内に限り、審査 基準を緩和する。	国内・海外の投資信託会社及び投資顧問会社につ いて、『沖縄籍』の投資信託業務の認可の審査基準 を緩和する。このうち国内投資信託委託業者は兼業 業務として法に則り、現状認可のない投資顧問会社 は特区(=沖縄)内でのみ、スポンサーとなる投資信 託委託業者からの業務管理の委任を条件とする。 取扱商品を私募債投信に限定する。また、金融庁長 官から沖縄総合事務局財務部へ『投資信託及び投資 法人に関する法律』第6条の認可(それに係る第8 条の申請、第9条の審査含む)の権限を委任する。 従来から委任されている同法第69条及び同法第1 87条等の権限と併せて、沖縄総合事務局財務部内 に専門部署を設立し、掘って沖縄の金融業を振興す る。	近年、国民投資への関心及び投資額は増加傾向にあり、投資 信託の残高も増加の一路を辿り、国内への投資に止まら ず、国外への投資額も増加している。一方で、投資信託を委 託される委託業者については、審査基準に基づいた審査後 に、内閣総理大臣による承認を必要とする。これらの審査基 準を緩和し、沖縄金融特区を設けることによって、沖縄を日本 の『ケイマン』と位置づけ、国内からオフショアファンドに流れて いる資金の還流を目差すと共に、国外資金の国内投資をめざ す。沖縄県内で金融活動が活発化することで、雇用の確保さ らには拡大を見こむことができる。投資信託委託業者の健全 、公正かつ的確な業務遂行に足る財産的及び人的基礎を保 証、担保のため、当該会社の親会社等がスポンサーとなる ことを条件とする。	沖縄県	社団法人 日本ニュー ビジネス協 議会連合会	金融庁 内閣府